

発議案第34号

「働き方改革」推進法案の提出をやめるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年12月13日

八千代市議会議長 成田忠志 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	伊原忠
	同	三田登

提案理由

国に対し、「働き方改革」推進法案の提出をやめるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

「働き方改革」推進法案の提出をやめるよう求める意見書

安倍内閣が提出しようとしている「働き方改革」推進法案は、労働基準法など8本の法律を一括して改定するもので、その「働き方改革」の基本法となるのが、雇用対策法の名称を変えた「労働政策総合推進法」である。労働者の職業の安定と地位向上を図る雇用対策法の理念・目的に加え、労働強化や人員削減を含む「労働生産性の向上」、「多様な就業形態の普及」が掲げられている。「企業への雇用」ではなく「非雇用型の働き方」を広げることが狙いとされ、日本の雇用政策を根本から変えてしまうものである。

それは、「働き方改革」推進法案の内容を見れば歴然である。「残業の上限規制」と言いつつ過労死ラインまでの残業時間の公的容認、休憩・休暇・割増賃金などの労働時間規制をなくす「高度プロフェッショナル制度」の導入がある。また、「高度プロフェッショナル制度」に対し、「健康確保措置」として「年間104日以上の日を義務付けているが、それ以外はお盆も正月も祝日もなく、残りの261日は際限なく働くことになり、これでは「過労死促進法案」ではないかとの懸念が広がっている。

この法案で、企業はさらに膨大な利益を手にしたとしても、勤労者である国民は疲弊し、命と健康が脅かされることになる。「一瞬の経済的繁栄のために日本の未来を犠牲にするのか」との批判に、政府は真剣に向き合うべきである。

よって、本市議会は国に対し、「働き方改革」推進法案の提出をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚 生 労 働 大 臣 様